



旧日本軍人・軍属であつた在日韓国人に  
対する補償と日韓請求権協定との関係

昭和47.1.18

北東アジア課

昭和47年10月11日・12日の両日外務省にお  
いて在日韓国人の待遇問題等に関する日韓英務  
者会議が行なわれた。同会議において韓国側は  
「旧日本軍人・軍属たる在日韓国人の戦傷病者  
に対する補償の問題は請求権協定から外されて  
いると尋ねるが、補償はどうなっているか」と  
質問したところ、日本側は「この問題は外務・  
厚生両省にまたがる問題であり、請求権協定第  
2条第2項(四)の解釈を検討した上で、外交チャ  
ンネルで回答したい」と答えた。

かかる経緯にかんがみ、該協定の件について韓  
国側に下記のとく口頭にて回答することとい

たしたい。

## 概

1. 旧日本籍、重傷たる戦傷病者に対しては、  
原給法及び戦傷病者戦没者遺族等優遇法に基  
づき年金が支払われているが、前者の場合に  
は日本国籍を喪失した場合には年金支払を受  
け得ないとの趣旨をとりつており、また、後者  
の場合は附則の2において在日韓国人を除外  
しているから(注)、在日韓国人たる戦傷病  
者は現行国内法上はかかる年金支給の対象と  
なり得ない。

2. 偷刀、昭和40年6月22日に署名された  
日韓請求権協定第2条は、日韓両国及び両国  
国民の間の請求権の問題が「完全かつ最終的に  
解決されたこととなることを確認する」(1

取)とともに、かかる請求権で署名日以前に  
生じた事由に基づくものに関しては「いかな  
る主張もすることができない」(3項)旨規  
定しているから、法的には、在日韓国人たる  
戦傷病者がわが国内法上前述の如く取扱われ  
ていることに関する問題も日韓兩國間では既  
に解決済ということになる。

3. なか、日韓請求権協定第2条2項が同条の  
規定により影響を受けないものとして取扱引  
き継ぎ本部に居住している韓国人の場合等に  
關し掲げているのは「財産、権利及び利益」  
であるところ、同条にいう「財産、権利及び  
利益」は附屬合意議定書第2(四)から明らか  
な通り美定法上の権利に限られるから、わが国内  
法の欠如が問題とされている本件の如き場合

がこれに当らないことは言うまでもない。

(注) 恩給法(第9条)

年金たる恩給を受くるの権利を有する者左の各号の一に該当するときは其の権利消滅す

三 国籍を失いたるとき

戦後死者戦没者遺族等恩給法(附則の2)

戸籍法の運用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。